

小 職は2010年2月にDIC株式会社に入社し、法務部にて海外法務全般にわたる業務を担当している。DICは印刷インキ、有機顔料、合成樹脂などをグローバルに事業展開する化学メーカーで、そのオペレーションは約150の子会社を通じて60以上の国々で行われている。グループの海外事業は、日本、アジアパシフィック（“AP”）、中国、欧米の4極に分かれており、法務部門に関しては、現在日本22人、AP 4人（インド3名を含む）、中国3人、欧米12人（米7人、欧3人、南米2人）がそれぞれの地域に配置されている。当社グループの製品は、スタンダード品のほか、顧客別のカスタマイズ品も多く、契約書などでは細やかな対応が求められる。地域ごとに違いはあるものの、契約審査、紛争解決、プロジェクト対応、ガバナンス強化、コンプライアンス対応、社内教育と多岐にわたる業務をこなしている。

小職が入社した2010年当時、東京の法務部に12名の部員が在籍していたが、海外との連携をとるのは簡単ではなかったのを記憶している。小職は法律事務所からの転職組であるが、社内弁護士として、海外子会社や他地域の法務部員との関係を構築しながら、自らの業務品質をどのような方法で維持、向上させるかを模索していた。外部の法律事務所の活用は必要であるが、コストを勘案し可能な限り内部で対応しようと考えていた。そのような中、多岐にわたる国ごとの法律や規制を自らが勉強できるツールの必要性を認識し、特に欧米のグローバルに事業展開している法務部が活用しているツールとして Association of Corporate Counsel（“ACC”）にたどり着いた。

A CCはおそらく世界で一番登録メンバーの多い企業内弁護士協会だと思われる。日本ではあまりなじみはないようであるが、当社グループのアメリカの弁護士達も積極的に参加している。さまざまな教育プログラムも充実

しており、特に社内弁護士・法務部に必要とされる基礎的な知識を網羅的に学習できる Corporate Counsel University には、東京で採用したアメリカ人の弁護士にも参加してもらった。Mini MBA や Project Finance などの講座も受講しており、ACC の充実した研修内容に非常に満足している。これらの講座を受講するためにアメリカに出向くことになるが、同じような境遇のアメリカをはじめとする海外の法務パーソンとのネットワーキングを通し、お互いの悩

法務の眼 Legal Eyesight

グローバルな 法務ネットワーキングの重要性 —— ACC での活動を通じて

DIC株式会社
人事戦略部長

虎山邦子 (Torayama Kuniko)

みについてシェアができた経験は非常に有意義であった。

2 018年の夏にACCの事務局から、2019年4月に香港にてアジア初のACCの会合「Asia Pacific Annual Meeting」が開催されることを知らされた。ACCの研修でネットワーキングの有用性を感じていたことから、アジア共通の問題意識なども理解できると考え、打診された Advisory Board を引き受け、会合のプログラムなどの検討に加わった。今回の Advisory Board は7名で、香港、韓国、オーストラリア、シンガポール、インド、日本など複数の国の法務人員で構成された。ACCの事務局の方々と複数回テレコンでの打合せを重ね、Advisorの興味のあるエリアから絞り込む形でプログラムの詳細が決まっていた。プログラムの骨格が決まったところで日本からの参加者

が多くないこともあり、パネリストとしての参加も引き受けた。

小職の担当は Anti-Corruption Enforcement and Compliance Update のセッションであった。香港の法律事務所 ONC Lawyers の Dominic Wai 弁護士がモデレーターとなり、同事務所の Michael Szeto 弁護士、Flextronics の Michelle Wei 弁護士、AB InBev BU East Asia の Brian Koo 弁護士とともに、パネリストとして事前準備のために数次にわたりテレコンで打合せを行った。セッションの構成、カバーするエリアなどを固め、各人がどの部分を経験知として説明するかを決めた。運よくさまざまな経験をしているメンバーの集まりであったため、それぞれの経験を聞くことも大変勉強になった。特に Wei 弁護士の FTCA 調査の経験は、実体験として話を伺う機会がなかなかないため大変参考になった。DIC での経験として、内部通報制度の活用や通報案件の社内調査について話したが、ほかのパネリストも社内調査の難しさに同じように悩んでいることを知った。人間関係を

重要視するアジアならではの文化背景などを考えると、単純に欧米のルールの導入だけで問題が解決するわけでもないという共通認識もあり、法律の域にとどまらず、複合的に問題への対処を考えていく必要性を再認識した。

今 回の香港での会合は大変な盛況ぶりで、小職の担当したセッションにもたくさんの方に参加していただき、またセッション後の質問やコメントも「同じところで悩んでいる」という同業ならではの悩みを共有でき、ACC の利点を大いに実感することができた。事業のグローバル化に伴い、法務部門もグローバル化していることを再認識するとともに、一企業の法務パーソンという括りだけではなく、グローバル・地域・国の問題、企業グループの課題に対処しようとしている同志の姿に、自分も志を新たにし、さまざまな問題・課題にチャレンジしていきたいと思う会合であった。来年はシンガポールで行われる予定であり、皆様ぜひ機会があればご参加をご検討いただきたい。

